

## リスク評価Ⅱ物質の数量監視の考え方について（案）

製造・輸入数量の全国合計値が 10t 以下又は全国推計排出量が 1t 以下となる優先評価化学物質については、新規化学物質の特例措置との整合性を考慮し、評価Ⅱには進まずに、次年度以降に届け出られる製造・輸入数量や推計排出量を監視することとしており、過去 3 年以上これらの数量以下の状況が続いた場合には、優先評価化学物質の指定の取消に相当するものとされている<sup>1</sup>。

この数量監視の考え方については、現状では、評価Ⅰやその準備の段階にある優先評価化学物質にのみ適用されており<sup>2</sup>、評価Ⅱ以降に進んだ物質については適用されていない。

一方、リスク評価の観点から優先的に評価する物質として評価Ⅱに進んだものの、優先評価化学物質の指定後に製造量の減少に伴い、全国推計排出量が減少し、1t 以下となる物質が見られるようになった。

今後、評価Ⅱに進んだ物質についても、整合性の観点から数量監視の考え方を適用することとし、直ちに評価Ⅱの評価を実施せずに次年度以降に届け出られる製造・輸入数量や推計排出量を監視し、過去 3 年以上所定の数量以下の状況が続いた場合には、優先評価化学物質の指定の取消に相当するものとして取り扱うこととする（別紙）。

### 化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方（抜粋）

#### （3）優先評価化学物質の取消し

リスク評価の結果、化審法第 11 条に基づき、「環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物生息若しくは生育に係る被害のいずれも生ずるおそれがないと認めるに至った」場合は、三大臣が優先評価化学物質の指定を取り消すこととなる。

具体的な判断基準については、今後のリスク評価の状況などを踏まえながら、今後、検討するものとする。

ただし、過去 3 年以上、低生産量化学物質の審査における特例措置との整合性を考慮し製造・輸入数量の全国合計が 10 t 以下となる場合又は化審法の少量新規化学物質の届出における特例措置との整合性を考慮し推計排出量が 1 t 以下となる場合には、優先評価化学物質の取消しに相当すると判断する。

<sup>1</sup> 厚生労働省・経済産業省・環境省 告示第六号（平成 26 年 10 月 1 日） 優先評価化学物質として指定した化学物質の名称の公示について

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/bulletin/yusen/bulletin\\_yusen\\_141001.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/bulletin/yusen/bulletin_yusen_141001.pdf)

<sup>2</sup> 平成 23 年度第 6 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会第 5 回評価手法検討小委員会、第 115 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合（平成 23 年 9 月 15 日開催）における「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方（案）」、「リスク評価の手順フロー（案）」、「優先評価化学物質のリスク評価手法について（案）」、「リスク評価に係る今後の課題（案）」に対する意見の募集結果公示 別添 2 化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595211017&Mode=2>